

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 年 月 日現在＞

1 ケアサービス白鶴ホームの概要

(1) 事業の目的

社会福祉法人清澄会（以下「法人」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所「ケアサービス白鶴ホーム」（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ② 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 事業所の名称及び所在地等

事業所名	ケアサービス白鶴ホーム
所在地	さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号
電話番号	048-758-0054
FAX番号	048-758-0105
介護保険指定番号	1170700049
サービス提供地域	岩槻区

(4) 職員体制

従業者の職種	常 勤	非常勤	計	業務内容	勤務体制
管 理 者	名	名	名	サービス管理全般	8:30～18:00
主任介護支援専門員	名	名	名	ケアプラン作成	8:30～18:00
介 護 支 援 専 門 員	名	名	名	ケアプラン作成	8:30～18:00

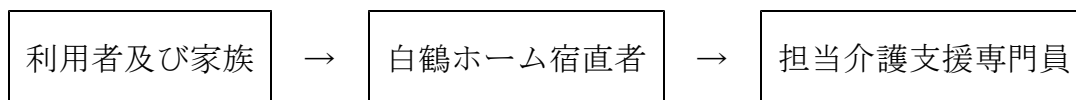
(5) 営業時間

平 日	午前 8 : 3 0 ～ 午後 6 : 0 0
土・日・祝日	午前 8 : 3 0 ～ 午後 6 : 0 0

※ ただし、12月31日～1月3日までを除く。

< 24時間連絡体制 >

年末年始及び営業時間外の緊急時や相談への対応については、下記のとおり必要に応じて、利用者及びご家族からの連絡が取れる体制を確保しております。



2 利用料金

(1) 居宅介護支援利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から利用料金の全額を給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1か月につき要介護度に応じて【別紙】の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記1の(3)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

＜自動車を使用した場合＞

通常の事業の実施地域から、片道２キロ以上５キロ未満	２５０円
通常の事業の実施地域から、片道５キロ以上１０キロ未満	５００円
通常の事業の実施地域から、片道１０キロ以上は１キロにつき１００円加算	
駐車場を利用した場合	実費

(３) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、１５日までに前月分の請求をいたしますので、２０日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

３ サービスの利用方法

(１) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

＜サービスの内容＞

- ・居宅サービス計画の作成
- ・居宅サービス事業者との連絡、調整
- ・サービス実施状況の評価
- ・利用者状態の把握
- ・給付管理
- ・要介護認定等の申請に対する協力、援助
- ・相談業務

＜居宅サービス計画について＞

利用者及びその家族は、次の事項を介護支援専門員に求めることができます。

- ① 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能です。
- ② 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所した日の翌日

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合・・・非該当となった日
この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

4 事故発生時の対応

事故発生の際は、迅速に必要な措置を講じ、ご家族及び保険者に連絡を取ります。また、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。なお、サービスの提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

5 緊急時の対応

利用者の容態に変化があった等、緊急の場合には、医師に連絡する等必要な措置をとるほか、別紙に定める緊急連絡先に連絡します。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 小島 美和子
-------------	------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止のための指針の整備をします。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 苦情受付及び個人情報相談窓口

1 社会福祉法人 清 澄 会

受付担当者 事務 長 清水 澄 夫
管 理 者 小 島 美和子

解決責任者 施 設 長 関 根 健 一
副 施 設 長 清 水 文 子

第三者委員 評 議 員 加 藤 史 子
評 議 員 宇佐美 サチ子

（白鶴ホーム正面玄関に第三者委員専用苦情相談受付箱設置）

電 話 048-758-0034
受 付 時 間 8：30～18：00

2 さいたま市岩槻区役所 高齢介護課 電 話：048-790-0169

3 さいたま市役所 介護保険課 電 話：048-829-1264

4 埼玉県国民健康保険団体連合会 電 話：048-824-2568

8 その他運営に関する重要事項

(1) 事業所は、職員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- ① 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- ② 継続研修 年 1 回以上

(2) 職員は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。

(3) 職員であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

(4) 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況、緊急やむを得ない理由を記録いたします。

(5) 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。

(6) 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成します。また、研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

(事業者) 住 所 さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号

事業者名 社会福祉法人 清 澄 会
ケアサービス白鶴ホーム

説 明 者 ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

(利用者) 住 所

氏 名 ㊞

(代理人) 住 所

氏 名 ㊞

【別紙】

○ 担当介護支援専門員

氏 名		電 話	0 4 8 - 7 5 8 - 0 0 5 4
-----	--	-----	-------------------------

○ 料金

- ・居宅介護支援利用料は、介護サービスの提供開始以降 1 か月あたりについて下の表により決められます。

居宅介護支援費（1 か月あたり）

	区 分	介 護 度	料 金	備 考
	居宅介護支援費 (Ⅰ)	要介護 1 又は要介護 2	12,000円/月	担当件数
		要介護 3、要介護 4、又は要介護 5	15,591円/月	4 5 件未満
	特定事業所加算(Ⅱ)		4,652円/月	※ 下記参照
	特定事業所加算(Ⅲ)		3,569円/月	※ 下記参照
	特定事業所加算 (A)		1,259円/月	※ 下記参照
	初回加算		3,315円/月	
	入院時情報連携加算(Ⅰ)		2,762円/月	
	入院時情報連携加算(Ⅱ)		2,210円/月	
	通院時情報連携加算		552円/月	
	退院・退所加算(Ⅰ)イ		4,972円/回	入院又は入所期間 中 1 回を限度
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ		6,630円/回	
	退院・退所加算(Ⅱ)イ		6,630円/回	
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ		8,287円/回	
	退院・退所加算(Ⅲ)		9,945円/回	
	緊急時等居宅カンファレンス加算		2,210円/回	1 月に 2 回を限度
	ターミナルケアマネジメント加算		4,420円/月	
	特定事業所医療介護連携加算		1,381円/月	

＜特定事業所加算Ⅱ・Ⅲ・A算定要件＞

- ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。
※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。
- ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。
(特定Ⅲは2名以上・特定Aは1名以上に加え、常勤換算方法で1以上)
※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること。
- ⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑧ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑨ 指定居宅介護支援事業所において、指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満であること。
- ⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑪ 他の法人が、運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

※ なお、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦サービスの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、保険給付金相当分の払い戻しを受けることができます。

- ・通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

- ① 通常の事業の実施地域から、片道２キロ以上５キロ未満 ２５０円
- ② 通常の事業の実施地域から、片道５キロ以上１０キロ未満 ５００円
- ③ 通常の事業の実施地域から、片道１０キロ以上は１キロにつき
１００円加算
- ④ 駐車場料金は、実費を徴収いたします。